

松いぼっこり

2007年春号

◆國松石材株式会社

発行所／国松石材株式会社
本社
営業本部

福岡市博多区下呉服町8-35

柏屋郡志免町南里11-5

Tel 092-957-3500/Fax 092-957-3505

呉服町
ギャラリー
墓石ガーデン

福岡市博多区中呉服町6-1 善導ビル

Tel 092-291-2454/Fax 092-291-2456

福岡市東区香椎472-3 (三日月山靈園下)

Tel 092-672-7257/Fax 092-672-7258

福岡市東区松田3丁目16-12

Tel 092-629-1189/Fax 092-629-2043

ホームページ
<http://www.kunimatu.com>



太宰府天満宮

御神忌一一〇〇年大祭

一一〇〇年もの間、時空を超えた空間が
現在も生き続いている太宰府天満宮。

今年は太宰府天満宮のご祭神である菅原道真公が
「天神さま」になられて一一〇〇年目にあたります。
太宰府天満宮では様々な祭典、神事、行事が執り行われています。

学問の神様 菅原道真公

承和十二年(845)、学者の家に生まれた道真公は、幼い頃より、学問に励みました。わずか五歳で和歌を詠み、十一歳で漢詩を創作し、神童と称されていました。三十三歳で文部省博士(中国の歴史や文学、作文の方法などを教える先生)となり、学者としては最高の榮進を続けました。宇多・醍醐両天皇からの信任も厚く、藏人頭(天皇に近侍し、詔勅の伝宣、宮中の行事、日常生活まで一切をとりしきる仕事)などの政治の中心で活躍した後、右大臣に昇りました。しかし、出世をねたんだ藤原時平がうその告げ口をした為、

されました。

その後、朝廷でも罪がないことが判明し、「天満大自在天神」の称号が与えられ、天神様、学問の神、文化の神として、今日まで、人々の信仰を集めているのです。

飛梅伝説

太宰府天満宮といえば、梅を思い浮かべる方も多いのではないか。和魂漢才(日本人固有の精神をもつて中國伝來の学問や知識を取得、活用するという理念)の精神の道真公は、唐風文化の代表花である梅を大変愛され

道真公は無実の罪で太宰府に左遷されました。

太宰府での生活は、左遷というより配流に近く、辛く苦しいものでした。道真公は人も天も恨むことなく国家の安泰を祈り、ひたすら謹慎し、配所からあまり出ることはなかつたようです。

延喜三年(903)二月二十五日、

都に帰ることのできないまま、謫居の地、南館(楓寺)でお亡くなりになりました。御遺骸は、門弟の味酒安行によつて埋葬され、太宰府天満宮が創建

都を発つ折、梅との別れに、
東風吹かばにほいおこせよ梅の花

あるじなしきて春な忘れ

と詠まれた道真公を慕つて、都から一夜にして飛んできたと伝えられる「飛梅」は本殿に向かつて右側にあり、「春な忘れそ」の言葉通り、毎年新春一番に花をつけます。この飛梅のほか、太宰府天満宮には全国各地より天神さまに献げられた梅など、197種類、約6000本の梅の木があります。

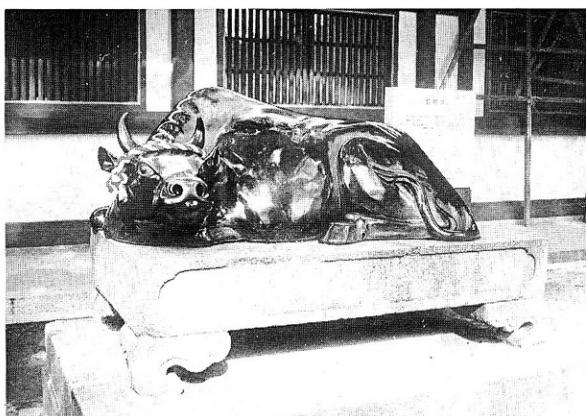
道真公と牛

太宰府天満宮では、牛の像をよく見かけますが、なぜでしょう。天神様と牛にはどのような関係があるのでしょうか。

道真公は、承和十二年（845）乙丑（きのとうし）の歳に、お生まれになりました。大宰府で亡くなられた後、御遺骸は牛車にのせられ運ばれました。牛車は都府楼の北東（うしとら）の方向へ進みましたが、間もなく牛が伏して動かなくなりました。これは、道真公の御心によるものであろうとその地に御遺骸を葬りました。このことが太宰府天満宮の始まりとなつたのです。

また、丑歳生まれの道真公は牛をかわいがられており、数々の窮地を牛に助けられた言い伝えや、天神信仰が農耕神として発達したこと、牛が農耕のシンボル的 existence だつたことも大きく関係しているようです。

この神牛像と自分の体の同じ部分を願いをこめてお互いに撫でさすると健康に良い、病気が治る、また、頭部を撫でると知恵がつくといわれています。



現在、太宰府天満宮境内には約10体の神牛像があります。

二十五

太宰府天満宮にとって「二十五」は意味深い数字です。それは道真公が誕生された日、左遷された日、お亡くなりになつた日がすべて二十五日であつたから

です。太宰府天満宮では、古くより二十五年に一度、天神さまの祭りを行つてきましたが、平成十四年の今年は道

真公がお亡くなりになられて一一〇〇年目にあたり、「御神忌一一〇〇年大祭」が行われています。十二月一日の大祭納祭まで様々な祭典、神事、行事が執り行われています。

式年大祭には、天満宮がもつ長い歴史の中で、大祭を区切りとして命の蘇りをしてゆくという意味がこめられています。

神社に参拝すると、なぜか心がすと落ち着き、新鮮な気持ちになります。私たち日本人の故郷だからなのかかもしれません。

目まぐるしく変わつてゆく時代を一〇〇年間見守り続けてきた天神様。

これから先も私たちの側で見守つてくださることでしょう。

御神忌一一〇〇年大祭・祭典神事
(三月以降)

◆奉祝大祭

三月二十三日(土)～二十五日(月)

◆御神忌大法要 四月四日(木)

◆古式祭 四月七日(日)

◆仲秋祭 九月二十一日(土)

◆神仏御縁祭 十月五日(土)

◆神恩感謝兼饌祭

十月二十日(日)

◆大祭納祭 十二月一日(日)

◆大道芸大集合

二十三日(土)～二十五日(月)

●三月のイベント

●銘菓展

十六日(土)～二十五日(月)

●献書祭

二十一日(祝)

●豊前神楽奉納

二十三日(土)

●小笠原流

弓馬術礼法

二十四日(日)

太宰府天満宮

福岡県太宰府市宰府4丁目7番1号

電話 (092) 922-8225

FAX (092) 920-1100

<http://www.dazaifutenmangu.or.jp/>

お墓の承継

空気が春めいて、動物の世界では、
出産ラッシュの時期となりました。あ
ちらこちらで、子猫や子犬の鳴き声が
聞こえてくることでしょう。

日本では、近年出生率が低下し、出
産年齢にある女性全体の平均出生数
(合計特殊出生率)は平成十年で1.

3.8まで下がっています。(国立社会保
障人口問題研究所調べ)

今回は、少子化や核家族化などによ
り生じるお墓の承継問題について考え
ていきたいと思います。

お墓の承継とは、墓地の永代使用権
を承継することで、管理費を払う責務、
祭祀の負担も承継することです。墓所
の使用者が変わった場合は、墓所の管
理者に届け出が必要です。

寺院墓地などで、菩提寺の檀家とし
てお墓を所有している場合、お墓の承
継は、檀家としての立場も同時に引き
継ぐことになります。また、お子さん
が娘さんだけで他家に嫁いでいる場合
でもその立場と永代使用権を承継する

ことができますが、宗教、宗派によつ
て祭祀が異なる場合は、お寺様に相談
されると良いと思われます。

承継する方がお墓を守つていくこと
が難しいときは、改葬するのも一つの
方法です。

承継者がなく何年もお墓参りがされ
ておらず、使用者とも連絡がとれない
お墓は、無縁墳墓となります。

このようなお墓は、官報に無縁墳墓
の改葬公告を掲載し、墓地にもその旨
の看板を設置して、1年間何の連絡も
ない場合、無縁墓として扱われ、改葬
をすることができます。「墓地、埋葬
等に関する法律施行規則の一部改正の
省令」厚生省(現厚生労働省)

その場合のお骨は、納骨堂、永代供
養塔、万靈塔などに安置されます。

また、市営霊園では、このような無
縁墳墓が発生しないように募集の段階
で規制がされています。福岡市では、
利用許可証に、将来墓所を受け継ぐ予
定の方を承継者として、あらかじめ指

定するようになっています。その承継
者は、戸籍上の家族関係が必要です。
もし、承継者がいない場合、お墓は、
市に返還しなければなりません。
承継者がいない無縁のお骨は、自治
体によっては、安置する場所を設けて
いるところもあります。

こういった将来的に承継者がいなく
なる不安や、子供に世話をかけたくない
という方のために、近年話題になっ
ているのが永代供養墓です。

永代とは、世のある限りずっととい
う意味があります。しかし、この「永代」
は、供養の永続性であって、お墓の永
続性ではありません。永代供養墓は、
供養の永続性が保証されたお墓なので

す。

その規定は、現段階では、法律では
つきりしたものもなく、二〇〇〇年に
「墓地経営・管理指針等作成検討報告
書」に盛り込まれた「墓地使用に関する
標準契約約款」にも

実際に永代供養墓を求める場合は、
その内容を詳細に確認しながら、契約
を結ぶ必要があります。

実際に永代供養墓を求める場合は、
その内容を詳細に確認しながら、契約
を結ぶ必要があります。

現実に、少子化、核家族化が進む状
況において、お墓の承継の問題は、避
けでは通れない問題となります。その
時に、あわてない為にも一度お墓の承
継についてお寺、「ご家族」と一緒に考
えてみてはいかがでしょうか。

この承継を前提としない方式は、生
涯独身の人や子どもがいない夫婦のよ
うに墓を承継させることが難しい人、
子どもに負担をかけることを望まない
人等の存在を背景として、特に近年「永
代供養墓」という名前でひろまってきた

ている。(平成十二年二月時点で二二九
の墓地で「永代供養墓」を取り扱ってい
るという民間の調査結果がある)しか
り、この方は、比較的新しいもので
あり、その契約についての法理論的な
構成については十分検討されていない。

また、「永代供養墓」と言っても、確立
された定義や慣習があるわけではなく、
その実態は、様々であり、個々の墓所
で管理するもの、一定の期間経過後に
合葬墓に移すもの、初めから合葬墓に
収めるもの等がある。このため、個々
の契約が重要となるが、実際の「使用規
則」においても、その契約関係は必ずし
も明確なものとはなっていない。

